

「2020年度以降の総量削減義務と 排出量取引制度(キャップ&トレード制度)の検討」 に対する意見

東京商工会議所

＜制度に対する考え方＞

東京商工会議所は、2008年5月に東京都と交わしている覚書^{※1}の通り、地球温暖化対策は重要な課題であることから、協力して推進すべきであると考えている。現在、第2期間の総量削減が進んでいる最中であるが、全体として目標を上回る26%の削減を達成しており、多くの企業が設備投資や業務改善により前向きに取り組み、目標以上の結果を出している。

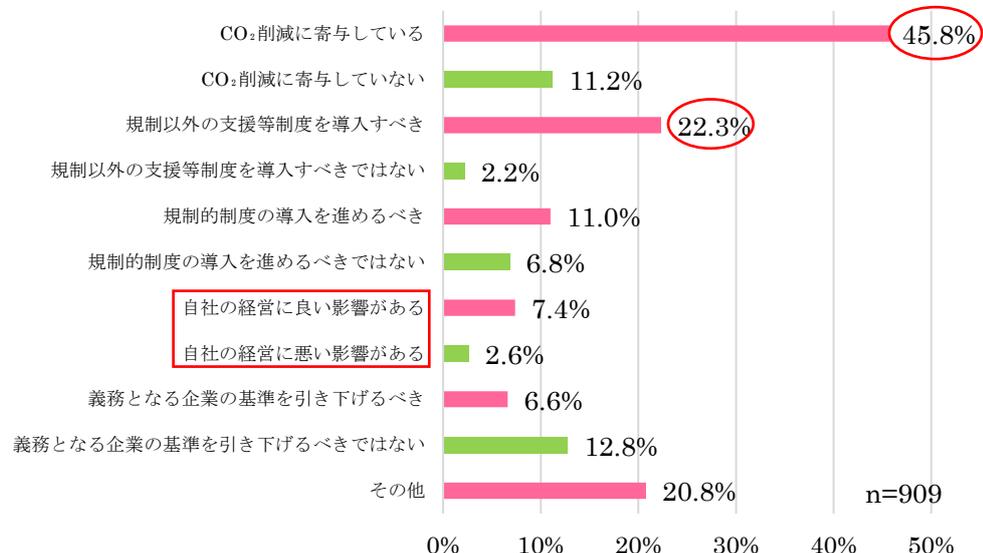
今般の「2020年度以降の総量削減義務と排出量取引制度(キャップ&トレード制度)の検討」は、今後の企業活動に多大な影響を与える可能性がある。

総量削減義務と排出量取引制度創設時に提出した弊所意見^{※2}を踏まえ、本年実施した会員企業を対象としたアンケート調査（以下、調査結果抜粋参照）及びヒアリング調査に基づき、意見を申し述べる。

（参考：「エネルギー・環境に関する意識・実態調査」結果抜粋）

「地球温暖化対策報告書制度」・「東京都キャップ&トレード制度」の評価について聞いたところ、図1の通り「CO₂削減に寄与している」(45.8%)、「規制以外の支援等制度を導入すべき」(22.3%)が得られたほか、「自社の経営に良い影響がある」の具体的な内容としては、「経営を意識した経営（方針）となった」(74.6%)（図2）、「自社の経営に悪い影響がある」の具体的な内容としては「クレジットの手続等、業務負荷が増大する」(58.3%)があがった。また、東京都の実施している制度のうち「東京都キャップ&トレード制度」を「知っている」との回答は13.6%であった（図4）。

図1:「地球温暖化対策報告書制度」・「東京都キャップ&トレード制度」の評価【複数回答】



※1 2008年6月締結「東京における地球温暖化対策の推進に関する覚書」

※2 2008年5月提出「東京都環境確保条例の改正に対する意見」

図2: 図1で「自社に良い影響がある」と回答した方の具体的内容【複数回答】

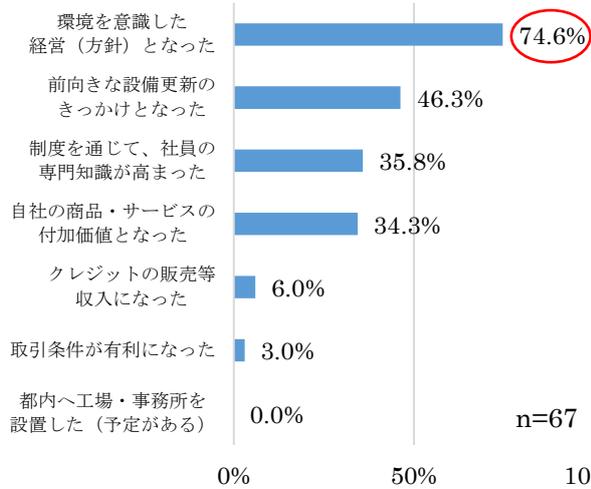


図3: 図1で「自社に悪い影響がある」と回答した方の具体的内容【複数回答】

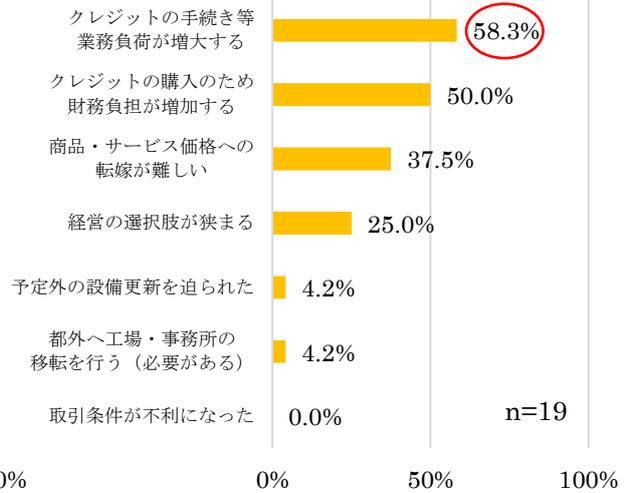
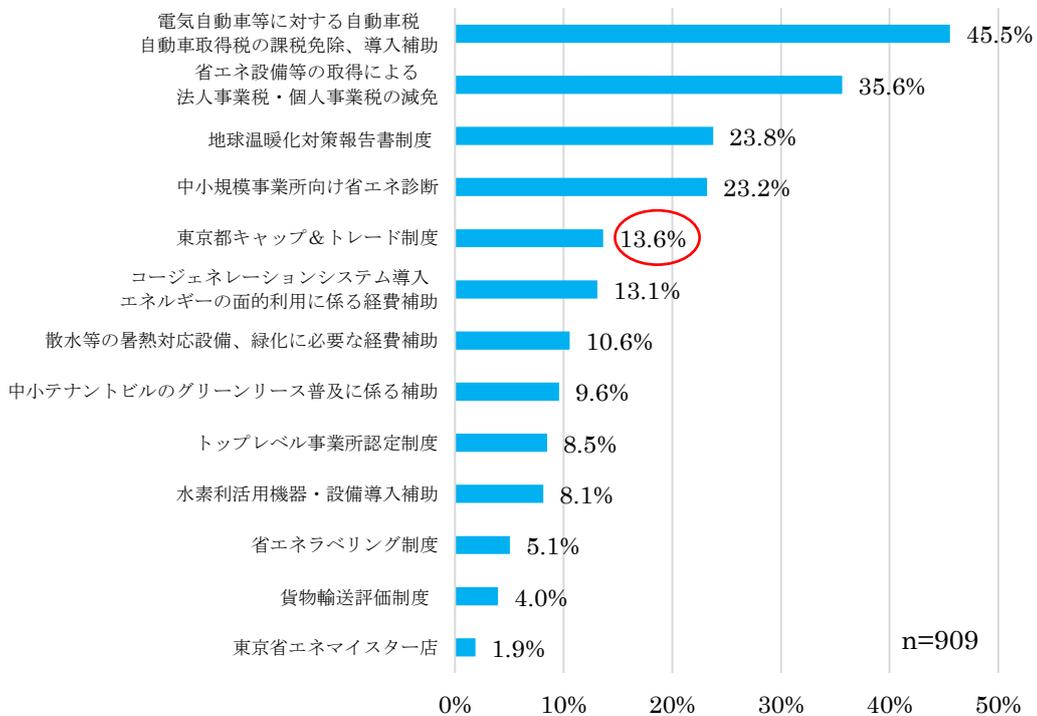
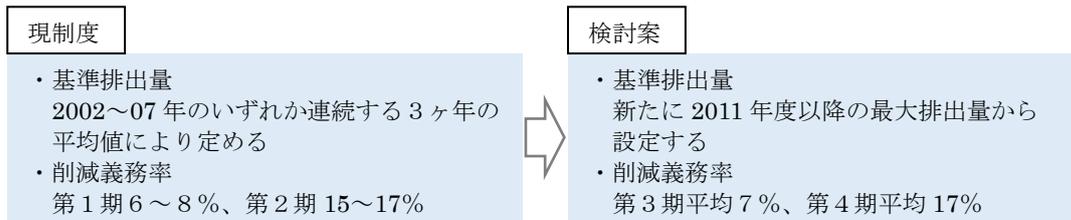


図4: 東京都の実施している施策について、知っているもの【複数回答】



<意見>

1. 第3期以降の基準排出量・削減義務率については、慎重な検討を要望する



①基準排出量算定年度の考え方について：

そもそも、本制度は2019年度、第2期までであり、第3期以降の制度は、第1～2期の頑

張りが十分に評価、反映される設計とすべきである。基準を再設定すること、更に 2011 年度以降の実績に基づき再設定することは、第 1・2 期の CO₂削減幅が少ない（削減余地の大きい）事業者ほど達成しやすい目標になりかねず、積極的に取り組んだ（削減余地の小さい）事業者ほど厳しい目標設定となる。このような制度設計を行えば、本来の制度の目的・主旨に賛同し、協力している事業者の制度に対する信頼を失いかねない。また、取組みの目的が CO₂削減ではなく義務の達成になってしまう危惧もあり、強く再考を求める。

東京都の総量削減義務設定の目的は、省エネルギーと企業活動の継続・発展が両立しエネルギー制約が強まる時代においても都市機能の維持・発展を可能にすることにある。従って、本主旨に沿って積極的な投資活動を行った事業者が正当に評価される基準排出量の設定とすべきである。また、投資活動の評価にあたっては、既に目標を超える削減実績を達成している現況を鑑み、第 1・2 期に行った投資活動による削減分を、次期のみではなく 2 期後においても一定程度評価することや、事業所ごとに最終目標に対する達成度に応じて削減義務が緩和される様な仕組みを検討すべきである。

②第 3・4 期の削減義務率案（第 3 期：平均 7%、第 4 期：平均 17%）について：

削減義務率がバックキャスティングで検討されているが、第 2 期において既に 2 割以上の企業が自主努力（省エネ）では削減目標を達成できない状況を鑑みると、第 3 期以降、多くの事業者がクレジット購入等、経済的負担での目標達成を強いられ、その場合、経営に悪影響を与えることが危惧される。本制度の真の目標は都内で排出される CO₂の総量削減であり、経済的負担をとまなうクレジットや低炭素電力の購入はあくまで手段である。事業者に総量削減を促す方法として、自主努力で達成できない、経営を圧迫する様な目標を課すことが最適解であるのか、慎重に検討願いたい。

また、第 3 期と第 4 期の間の 10%という削減義務率の差は大きく、第 3 期における企業の設備投資を躊躇させかねない。第 3・4 期の削減義務率は可能な限り平坦な、また、緩やかな設定とすべきである。

③業界毎の詳細な実態把握に基づく検討について：

一口に大規模事業所といっても多種多様な業種業態・規模によって構成されており、事業の種類によって、CO₂削減の進展度、削減余力は異なる。また、気象の影響や顧客数、製造量の影響が過大で、自社では排出量をコントロールできないケースもある。業界ごとの実態や特性、気候等の影響のし易さ等について、ヒアリング・意見交換等を通じた把握を密に行う必要がある。まずは本制度のあり方について、対象事業者に対しアンケート調査を実施し、制度対象事業者全体の意見把握をすべきである。

その上で事業者の声を十二分に踏まえた議論を行い、業界ごとのトップランナー事業所の設定や区分の在り方等、業界ごとの特性に配慮した、事業者のやる気を喚起させる制度となるよう、再検討すべきである。

④ “総量” 以外の指標の検討について：

東京オリンピック・パラリンピックを控え、経済活動が活発化した結果、特に第3期においては、“総量” では削減が進まない危惧もある。環境と成長のバランスに配慮し、生産あたりCO₂排出原単位での評価等、企業活動を評価する別軸についても検討すべきである。

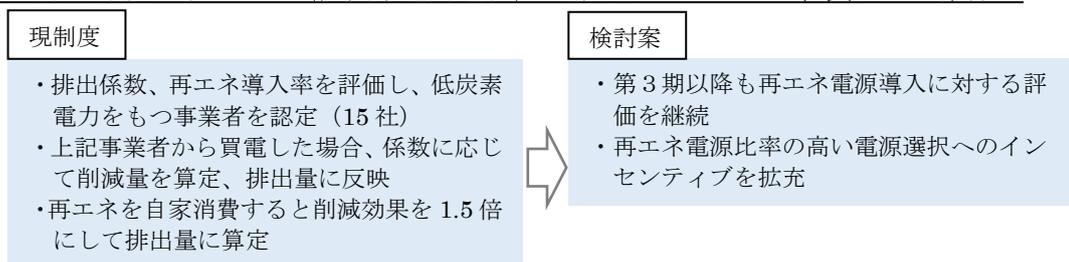
⑤ 国際都市間の施策比較について：

削減率目標だけでなく、事業者支援の目線からも国際都市の比較が必要である。検討会では、削減率目標について国際都市間の比較が行われたが、一方で対象となる事業者に対して、どのような支援が行われているかにも着目し、支援策の導入についても検討すべきである。

⑥ 費用対効果の観点からの検証について：

2010年の制度開始から第2期の終了時点で10年が経過することから、第3期（2020年～）の開始までに、費用対効果（ワイズスペンディング）の観点から制度そのものを検証すべきである。

2. 再生可能エネルギー（低炭素電力選択）の推進にあたっては、質と量の確保を



企業が電力購入先を選択する際、鍵となるのは「価格」と「安定性」である。今後、削減義務が厳格化された場合、これを達成するために低炭素電力買電の需要が高まることは必至である。従って、認定事業者の裾野を拡大し、低廉かつ安定した低炭素電力の選択肢が確保されるよう図られたい。

3. 持続可能な制度設計とするため、事業者のコスト（業務的・経済的）低減を

① 国の制度との共通化について：

実測値に基づく提出書類の準備、第三者検証機関への申請手続き等は、各社の業務面でも、経済面でも大きな負担となっている。Jクレジット制度や、省エネ法に基づく定期報告等、国の制度と手続き面の共通化を図るべきである。

② 基準排出量の変更手続きの簡素化について：

基準排出量の変更手続きについて、オンライン手続きを推進するとともに、提出書類の簡素化、審査の迅速化を図るべきである。

③ ビルオーナー・特定テナント事業者の報告負担の軽減について：

特定テナント事業者には、独自の対策計画を作成し、ビルオーナーを経由して東京都へ提出する義務が課されているが、昨今の旺盛なオフィス需要を背景にビルオーナーの負担が増している。負担軽減（エネルギー使用量の厳密な報告は義務の対象外とする、評価点の高い特定テナントの手続き緩和を図るなど）を行うべきである。

④経済的負担の軽減について：

第三者認証には1社あたり10～15万円程度の費用がかかっている。また今後、削減義務率の上昇によりクレジット売買の希望が増加することが考えられるが、相対契約であるため、信用担保等の理由で仲介費用が発生するほか、クレジット価格が高騰する可能性がある。省エネに寄与する設備等の設置・導入への助成制度、税の軽減などの支援措置を引き続き検討し、過度な経済的負担が事業者に発生しないよう、目配りすべきである。

4. 東京都全体のCO2排出量削減と、制度の都民理解・認知度向上の働きかけを

①部門間の目標の大きな差はなくすべき：

東京都における総量削減は業務・産業部門においてのみではなく、都全体で進められるべきものである。業務・産業部門における削減率目標だけが突出することなく、家庭部門なども足並みを揃えて削減を進めるべきである。

②都民理解・認知度の底上げを図るべき：

東京商工会議所の行った会員企業対象調査^{※3}によると、「東京都キャップ&トレード制度」の認知度は13.6%であり、一般都民の認知度も高くないことが想定される。東京都が企業と一体となって総量削減、地球温暖化対策に取り組んでいることを周知し、制度の価値を高めることが必要である。制度の価値が高まれば、間接的に対象事業所の価値も向上し、取組みの動機づけとなる。一層の周知・理解促進活動を行うべきである。

※3 2018年6月公表「エネルギー・環境に関する意識・実態調査」